○消防組織法（抄）

（昭和二十二年十二月二十三日）

（法律第二百二十六号）

（消防学校等）

第五十一条　都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、　消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

２　地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。

３　前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。

４　消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

（昭二七法二五八・全改、昭三四法九八・昭四三法九五・一部改正、平一八法六四・旧第二十六条繰下・一部改正）

（教育訓練の機会）

第五十二条　消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

２　国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（昭四〇法六五・追加、昭四三法九五・昭五八法七八・平一五法八四・一部改正、平一八法六四・旧第二十六条の二繰下・一部改正）